

かつの牛をはじめとする農畜産物・加工品6産品を、 地理的表示(GI)として登録

～日本国内の登録産品数が150を突破～

農林水産省は、本日、かつの牛(秋田県)、くまもと踊る丹頂(熊本県)、豊橋花穂(愛知県)、川井赤しそ(岩手県)、泉州水なす(大阪府)、益田アムスメロン(島根県)を地理的表示(GI)として、登録しましたので、お知らせします。



1. 概要

地理的表示 (GI) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取等を経て、令和7年1月30日(木曜日)に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。

なお、今回の登録により、日本国内の GI 登録商品は 154 商品になりました。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

名称	登録生産者団体	生産地 (都道府県名のみ)
かつの牛	かつの牛振興協議会	秋田県
くまもと踊る丹頂	熊本県経済農業協同組合連合会	熊本県
豊橋花穂	豊橋温室園芸農業協同組合	愛知県
川井赤しそ	川井しそブランド推進協議会	岩手県
泉州水なす	全国農業協同組合連合会	大阪府
益田アムスメロン	益田アムスメロン振興協議会	島根県

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された商品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて下記の GI マーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができます、地理的表示商品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及びGIマークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示(GI)保護制度に基づく新たな登録産品



輸出・国際局知的財産課

担当者：尾崎、柴崎

代表：03-3502-8111（内線 4283）

ダイヤルイン：03-6738-6317